

# 令和6年10月分(令和6年12月支給分)から児童手当制度が変わります！

主な変更点は次のとおりです。

- 1) 高校生年代まで支給期間が延長されます。
- 2) 所得制限がなくなります。
- 3) 支給回数が年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)になります。
- 4) 第3子以降の支給月額が30,000円になります。
- 5) 多子加算のカウント対象が、大学生年代までの子を対象とします。



## 児童手当制度改正に伴う手続が必要かご確認ください

※以下のフローチャートに従って、必要書類等をご確認ください。

※生計中心者が公務員の場合は、職場での手続となります。勤務先にお問い合わせください。

※他市区町村から児童手当(特例給付)を受給している場合は、当該市区町村の案内に従ってください。

※このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは請求書等を審査した上で決定します。

ここからスタート

